

令和6年度

税制改正要望事項

2023

指定都市市長会

令和5年10月

目 次

1 法人住民税の拡充強化等	1 【制度改正】
2 固定資産税の安定的確保等	4 【制度改正】
3 償却資産に対する固定資産税の制度の堅持等	5 【制度改正】
4 自動車関係諸税における市町村税財源の確保等	6 【制度改正】
5 個人住民税の充実強化	9 【制度改正】
6 ふるさと納税制度の見直し	12 【制度改正】
7 定額課税の見直し	15 【制度改正】
8 地方消費税の充実等	16 【制度改正】
9 地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実	17 【制度改正】
10 税務システムの標準化への対応	19 【運用改正】
11 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進等	20 【運用改正】
12 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の適正化	22 【制度改正】
13 土地の負担調整措置における据置特例の廃止	25 【制度改正】
14 地方税制に関する指定都市の意見の反映等	26 【制度改正】
15 地域決定型地方税制特例措置の整理合理化等	27 【運用改正】
16 評価基準改正告示時期の早期化	28 【運用改正】
17 家屋の評価方法の簡素化	29 【運用改正】
18 損耗の状況による減点補正率の適用方法の具体化	30 【運用改正】

01 法人住民税の拡充強化等

法人住民税の配分割合の拡充

- 1 都市税源である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。

指定都市は圏域の中核都市としての役割を担っており、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているため、都市税源である法人住民税は重要な税源である。

法人は、市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを楽しんでいる。しかしながら、法人所得課税のうち、法人住民税の市町村への配分割合は、4.5%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっている。

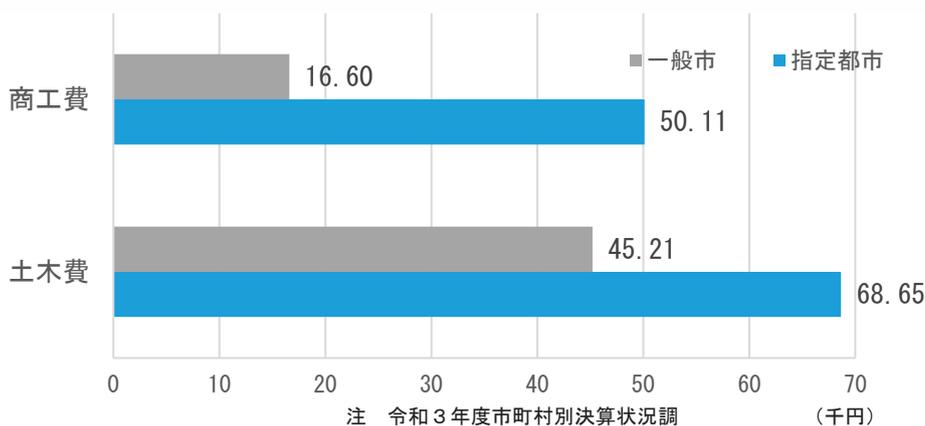
地方法人税制度の見直し

- 2 地方法人税は、受益と負担の関係に反する不適切な制度であり、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率の引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うよう見直すこと。

法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものである。

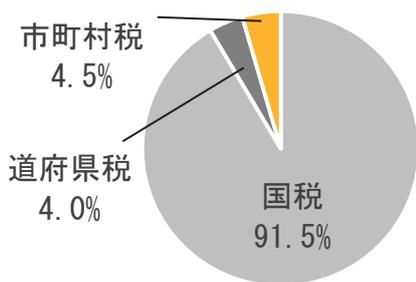
法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



産業と人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が多い！

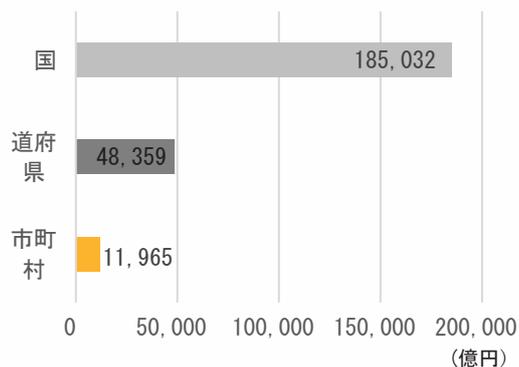
法人所得課税の配分割合（実効税率）

（令和5年4月1日時点）



法人所得課税の市町村への配分割合が極めて低い！

法人所得課税の収入額（令和5年度）



注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
 注3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。
 注4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 注2 国は法人税、地方法人税及び特別法人事業税の合計、道府県は法人事業税及び法人道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。
 注3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

新たな国際課税ルールに係る適切な地方への配分

3

新たな国際課税ルールへの対応に関して、引き続き法制度の整備を進めるに当たっては、法人に対する課税については地方分が含まれるべきであることを踏まえ、適切な地方への配分となるよう検討を行うこと。

特に、第1の柱については、課税権の配分の基準となる売上は、地方自治体が提供するインフラ等を基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っており、企業もその便益を受けていることに留意すること。

令和5年度与党税制改正大綱において、国際課税制度の見直しに係る法制度の整備に関し、国・地方の配分に言及されている。

(参考) 令和5年度与党税制改正大綱 (抄)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(1) 新たな国際課税ルールへの対応

(略)

本国際合意は、市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」とグローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)の2つの柱からなる。

(略)

① IIR・UTPR(中略) 地方税である法人住民税・法人事業税(特別法人事業税を含む。以下同じ。)の課税は行わないこととし、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が907:93の比率となるよう制度を措置する。

② QDMTT(中略) 法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する。これらを踏まえ、法人税による税額と地方法人税による税額が753:247の比率となるよう制度を措置する。

(略)

「第1の柱」については、(中略) 地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

(略)

02 固定資産税の安定的確保等

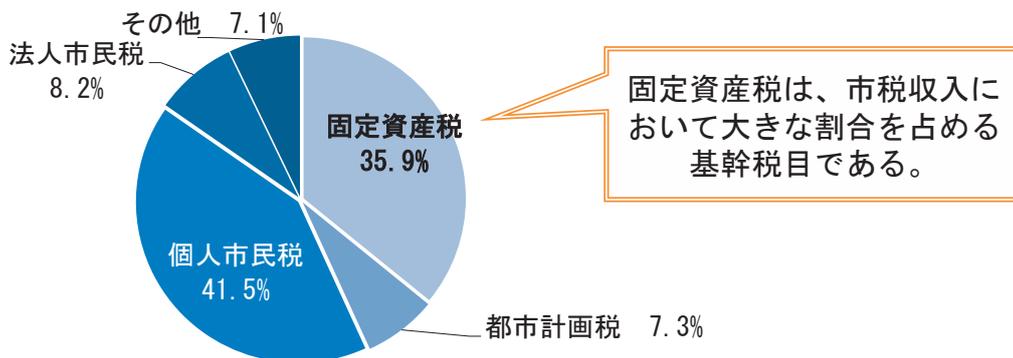
固定資産税の安定的確保

- 1 固定資産税については、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目である。

国の経済対策等にこれを用いることは、地方の税財源の安定性を損なうものであることはもとより、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性を歪めることにもつながることから、令和3・4年度税制改正における土地に係る固定資産税の負担調整措置の特例のような制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合（令和3年度）



固定資産税の税負担軽減措置の抜本的見直し

- 2 新築住宅に係る減額措置その他の固定資産税の非課税、課税標準の特例、減額措置等について、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行うこと。

多岐にわたる固定資産税の税負担軽減措置等について、税負担の公平性、固定資産税の安定的確保や地方の自主性・自立性の確保を図る観点から、廃止・縮減も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。

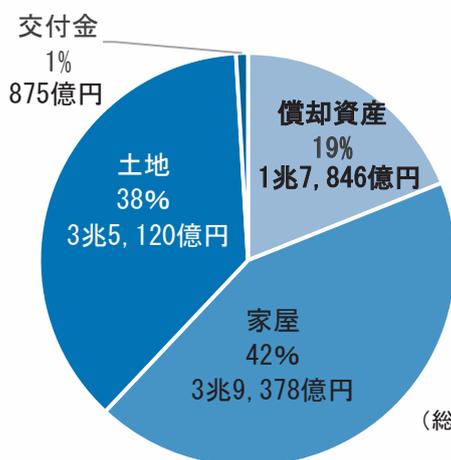
その際には、住宅ストックの充足や空き家の増加といった現状を踏まえ、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、社会経済情勢の変化も踏まえた検討を行うべきである。

03 償却資産に対する固定資産税の制度の堅持等

1 償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを受けていることに対する応益負担であり、市町村全体で約1.8兆円に上る貴重な安定財源となっている。その廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがし、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源の安定性を損なうものであることから、現行制度を堅持すべきである。

固定資産税の収入額に占める償却資産の割合（令和3年度）



償却資産は固定資産税の約2割を占める貴重な税源

（総務省資料 地方財政状況調査より作成）

経済対策としての税負担軽減措置の廃止

2 令和5年度税制改正において時限的に創設された「中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置」については、延長、拡大等を行わず、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

国の経済対策の一環としての償却資産に係る設備投資の特例措置については、従来から、類似した措置の創設等が繰り返されてきたところである。

しかし、これらはあくまで臨時・異例の措置であり、期限の到来をもって確実に終了すべきことはもちろん、期限終了後の類似した特例措置の創設等は断じて行うべきではない。

04 自動車関係諸税における市町村税財源の確保等

自動車税環境性能割等の見直しにおける地方財政への配慮

1 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率及び税率区分並びに軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しを行う場合は、市町村に減収が生ずることのないよう、十分に配慮すること。

平成28年度与党税制改正大綱及び令和5年度与党税制改正大綱において、自動車税・軽自動車税環境性能割及び軽自動車税種別割に係る見直しに言及されている。

(参考) 平成28年度与党税制改正大綱(抄)

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

(略)

自動車税及び軽自動車税(中略)環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

(略)

(参考) 令和5年度与党税制改正大綱(抄)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(4) 車体課税

(略)

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、(中略)税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直す。その際、税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ次回の見直しは3年後とする。

(略)

軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、3年延長する。

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な収支中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

(略)

エコカー減税による減収分の代替財源の確保

2

自動車重量税はその約4割が市町村に譲与されていることから、エコカー減税について、減収を伴う見直しを行う場合は、市町村への譲与分に係る減収に見合う代替財源を確保すること。

令和5年度与党税制改正大綱において、自動車重量税に係るエコカー減税について、今後の見直しに言及されている。

(参考) 令和5年度与党税制改正大綱 (抄)

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

(4) 車体課税

(略)

自動車重量税のエコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行制度を令和5年12月末まで維持する。その上で、令和6年1月からは、(中略) 減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年延長する。その際、令和7年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

(略)

今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な収支中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

(略)

自動車関係諸税のあり方の検討における地方自治体の意見の反映

3

電気自動車等の課税を含めた自動車関係諸税のあり方の検討に当たっては、地方の税財源を安定的に確保していくことを前提に、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させること。

令和5年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税の見直しについて言及されている。

(参考) 令和5年度与党税制改正大綱 (抄)

第三 検討事項

- 4 自動車関係諸税の見直しについては、(中略)国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。(中略)自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

05 個人住民税の充実強化

税源配分の是正による個人住民税のより一層の充実

- 1 市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として市町村の配分割合は低い状況で推移していることから、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

個人住民税の課税ベースの拡大

- 2 個人住民税の応益的な性格等を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ること。

少子高齢化の進展、雇用形態や就業構造の変化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。このような考え方や個人住民税の応益的な性格を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど、低所得者への影響にも留意しつつ課税ベースの拡大を図る必要がある。

個人住民税制度の整理合理化

3 累次の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、整理合理化を図ること。

平成19年度に導入された調整控除や、令和3年度から導入された所得金額調整控除等、複雑化している個人住民税の制度について、納税者が理解しやすい簡素な仕組みとなるよう、整理合理化を図る必要がある。

個人所得課税の見直しに係る地方自治体への適切な配慮

4 個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が減収とならないよう配慮するとともに、制度設計の段階から指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させること。

経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点からの個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が地方自治体の提供する行政サービスの財源確保の面から重要な税であり、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、減収とならないよう配慮するとともに、実務上の問題点等を整理するため、制度設計の段階から指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。

資産性所得課税の見直し

5

利子、配当、株式・土地等の譲渡益等の資産性所得に係る個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、地方の配分割合を拡充すること。

なお、金融所得課税について見直しを行う際は、個人住民税における所得間での税負担の公平性の確保はもとより、地方財源の確保についても十分に留意すること。

現在、利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっていることから、少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、資産性所得課税における個人住民税の配分割合を拡充する必要がある。

なお、金融所得課税については、令和5年度税制改正において、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のため、令和7年分以降の所得税について一定の措置が講じられたものの、高所得者層の税負担のあり方にはなお課題があることから、国において引き続き見直しを検討すべきであるが、その際、給与所得等との税負担の公平性の確保はもとより、地方財源の確保についても十分に留意する必要がある。

利子、配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

		税率	
		所得税	個人住民税
給与所得等その他の所得（総合課税）		最低5%、最高45%	10%
預貯金・一般公社債等の利子等		15%	5%
配当等	上場株式等	15%	5%
	上場株式等以外（総合課税）	最低5%、最高45%	10%
株式等譲渡所得		15%	5%
土地等譲渡所得	長期保有・一般	15%	5%
	長期保有・優良宅地等	～2,000万円：10% 2,000万円超：15%	～2,000万円：4% 2,000万円超：5%
	短期保有	30%	9%
先物取引		10%	5%

総合課税の税率（10%）よりも低い！

06 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の早急な見直し

1

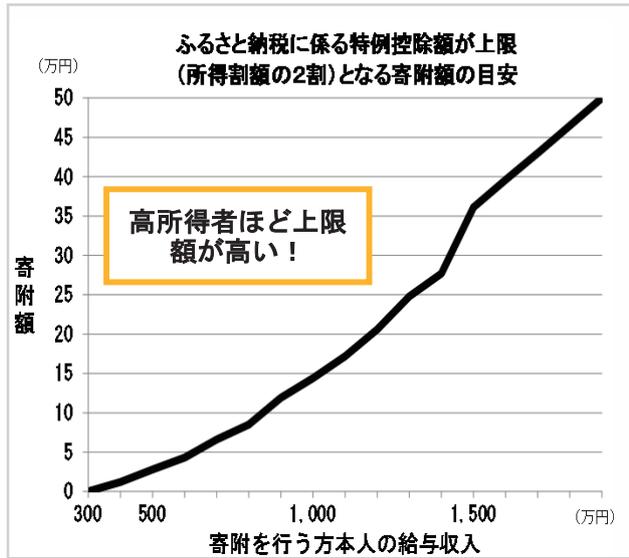
ふるさと納税制度について、本来の趣旨に沿った制度となるよう、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、過度な返礼品が送付されたことにより返礼品を目的とした寄附者が増加した。そのため、令和元年度税制改正で指定制度が創設され、返礼品については、その調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされたところである。

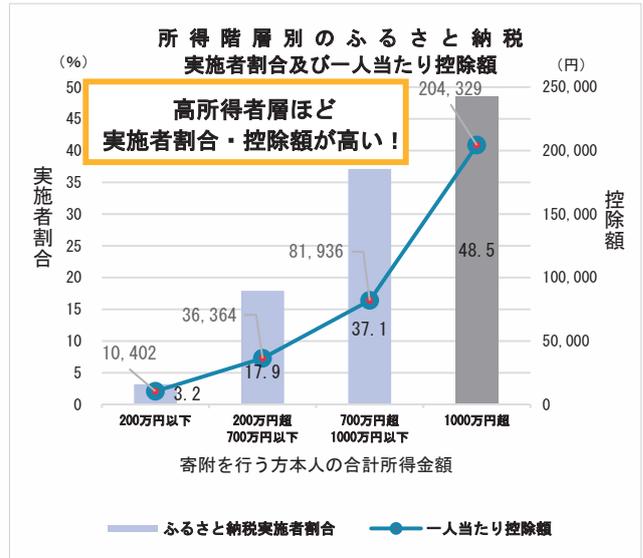
しかし、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限のみでは、寄附金税額控除の上限額が所得に比例して高くなり、返礼品と組み合わせることにより、結果として、高所得者ほど大きな節税効果が生じている。

また、返礼品を目的とした寄附の増加により、地方自治体の財政に与える影響、特に都市部における税収減は非常に大きく、指定都市における税額控除額が全国の市区町村分の3分の1超を占めるなど、ふるさと納税制度による指定都市の税収減は、もはや看過できる状況にない。

こうした課題が依然として残されていることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう、指定都市の財政への影響額及び納税者への影響割合等を考慮し、特例控除額に定額の上限（例えば指定都市における市民税の場合10万円）を設定するなどの見直しを早急に行うべきである。



注1 総務省ホームページ掲載の金額を基に作成
 2 夫婦(控除対象配偶者)と子2人(高校生(16歳から18歳の扶養親族)及び大学生(19歳から22歳の特定扶養親族))の場合



注1 指定都市による調査結果(令和4年度課税分)を基に作成
 2 控除額は、個人市民税の寄附金税額控除額
 3 実施者の割合は、所得階層別の納税義務者全体に対する割合

ふるさと納税制度による個人住民税の寄附金税額控除額

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	4,311 億円 (258 億円)	5,672 億円 (337 億円)	6,798 億円 (420 億円)
都道府県分	1,486 億円 (89 億円)	1,955 億円 (116 億円)	2,348 億円 (145 億円)
市区町村分	2,825 億円 (169 億円)	3,717 億円 (221 億円)	4,450 億円 (275 億円)
うち指定都市分	953 億円 (58 億円)	1,253 億円 (74 億円)	1,495 億円 (92 億円)

注1 各年度の「ふるさと納税に関する現況調査」結果(総務省ホームページ掲載)を基に作成
 2 括弧内はふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額

特例控除額の上限設定による影響額の試算(指定都市分)

特例控除額に係る上限額	5万円		10万円		15万円	
	影響を受ける方の割合		影響を受ける方の割合		影響を受ける方の割合	
	29%		10%		5%	
令和4年度減収額(a)	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分	基本控除額分	特例控除額分
	164 億円	1,014 億円	164 億円	1,014 億円	164 億円	1,014 億円
上限を設けた場合の減収額(b)	80 億円	632 億円	112 億円	798 億円	126 億円	866 億円
影響額(a)-(b)	84 億円	382 億円	52 億円	216 億円	38 億円	148 億円

注1 令和4年度の「ふるさと納税に関する現況調査」結果及び指定都市による調査結果を基に作成
 2 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額(ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く)
 3 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し

2

ふるさと納税ワンストップ特例制度について、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みを速やかに見直すこと。

また、見直しまでの間、個人住民税から控除された所得税控除相当額は、地方特例交付金により全額を補填すること。

ふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナポータルを活用した寄附金控除に係る申告手の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告からマイナポータルを活用した新たな申告方法が開始された後も何ら見直しがなされていない。所得税控除相当額を個人住民税から控除するという現状の仕組みにより地方自治体に減収が生じていることから、速やかに見直すべきである。

また、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すべきである。

07 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や法人市民税（均等割）等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。

市町村の歳出が増加している現状において、財源を確保する観点から、税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税	昭和39年度から60年間据置
法人市民税（均等割）	昭和59年度から40年間据置（注1）
事業所税（資産割）	昭和61年度から38年間据置
個人市民税（均等割）	平成8年度から28年間据置（注2）

（注1）従業者数50人以下の額については、平成6年度に1万円引上げられている。

（注2）平成26年度から令和5年度までは、臨時特例により3,500円である。

税率と国民所得等の伸び率の比較

区分		昭和30年度を基準とした 令和3年度の伸び率
税率	特別とん税	2倍
	法人市民税 （均等割）	21～1,250倍
	事業所税 （資産割）	2倍
	個人市民税 （均等割）	5倍
1人当たりの国民所得		41倍
1人当たりの地方歳出額		79倍
1人当たりの消費支出		20倍

（注1）

（注2）

1人当たりの国民所得等と比べると伸びが非常に低い

（注1）特別とん税については、昭和32年創設時からの伸び率である。

（注2）事業所税（資産割）については、昭和50年創設時からの伸び率である。

08 地方消費税の充実等

地方消費税の充実

- 1 都市税源である地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源である。

また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源である。

賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大における意見の反映

- 2 納税相談を伴う申告書の收受等、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大について、実務上の問題点を整理し、検討するに当たっては、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させること。

また、当面の收受等の取組を進めるに当たり、国は十分な支援を行うこと。

いわゆる税制抜本改革法（国税）第7条第1号リにおいて、消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方自治体の役割の拡大について検討することとされている。

（参考）税制抜本改革法（抄）

第7条第1号

リ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

09 地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実

地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実

1 地域の脱炭素化の促進に特に重要な役割を担う指定都市が諸政策を総合的に推進するための税財源の確保・充実を図ること。

特に、「炭素に対する賦課金」等のカーボンプライシングの導入に当たっては、その一部を指定都市をはじめとする地方の財源とする検討を行うこと。

指定都市をはじめとする地方自治体は、従来から、温室効果ガス排出削減や都市緑化推進などの地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施し、大きな役割と責任を担っているが、これに係る地方自治体の税財源は明確に示されていない。

令和4年4月に全面施行された改正地球温暖化対策推進法において、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記されるとともに、地方公共団体実行計画制度の拡充等が行われたところであるが、地域の脱炭素化は長期的な取組であることを踏まえ、安定的・恒久的な財源の確保が図られるべきである。

森林環境税の円滑な賦課徴収のための環境整備

2 森林環境税及び森林環境譲与税について、納税者である国民に対して目的や用途の丁寧な説明を行うとともに、税務システム改修費等の地方自治体が負担する経費については、国の責任において十分な財政措置を講ずること。

また、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策の検討に当たっては、指定都市等の都市部が果たす役割についても十分に配慮すること。

地球温暖化対策の一環として創設された森林環境税は、国税であることから、本来その役割を果たすべき主体である国が、納税者の理解促進も含め、森林環境税の円滑・適正な賦課徴収のための環境整備に最大限努める必要がある。

また、森林環境税は都市部の住民からも広く負担を求めるものであることに鑑み、森林環境譲与税に係る国の検討等においては、木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部が果たす役割についても十分に配慮されるべきである。

指定都市の地球温暖化対策

区分	事業内容（例）	指定都市の事業費
森林吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の整備・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・森林を適切な状態に保つための間伐、主伐、植栽等 ・保安林の適切な管理保全 (森林機能発揮のための伐採・転用規制等) ・治山事業 ○木材・木質バイオマス利用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内で産出され、地域内で加工された木材の建築物等への利用に対する補助 ・まき、ペレットストーブの普及促進事業（設備費用の補助） 	118億円
都市緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ○都市緑化等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上、壁面、空き地等の緑化推進又は緑化整備費の助成 ・地域の環境美化、地域の活動組織の育成などの推進 	224億円
エネルギー起源CO ₂ 等排出抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の事業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所における新エネルギー、省エネルギー設備導入に対する補助 ・農業等における省エネ、低炭素型の農法や機器の導入等についての普及啓発 ○個人住宅等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅における太陽光発電システム設置費用への補助 ・住宅エコリフォーム（窓、床、壁、天井の断熱改修）への補助 ○廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制 ・資源や製品等の循環資源の再使用 ○公的機関としての率先実行 <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市の有する施設における太陽光発電施設の導入 ・低公害車の率先導入 	1,009億円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の調査 	9億円
合計		1,359億円

注 指定都市の事業費については、総務省から都道府県及び市町村への調査である「地方公共団体における地球温暖化対策の実態調査」（平成26年度実施）の調査項目に基づき、令和5年度当初予算ベースで作成。

10 税務システムの標準化への対応

指定都市等の実情に応じた取組の推進

1

地方自治体の税務システムの標準化に当たっては、早期かつ十分な情報提供を行うとともに、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見を十分に反映して取組を進めるほか、業務プロセスの統一・標準化についても並行して行うこと。

また、早期に導入され、複雑化・大規模化したシステムを有する指定都市の実情を踏まえ、導入経費に係る補助金の上限額を緩和する等の十分な財政支援を行うとともに、令和7年度までとしている移行の目標時期についても柔軟な対応を行うこと。

早くから税務事務のシステム化を進めてきた多くの指定都市は、累次の改修を重ね、複雑化・大規模化した独自の税務システムを有しており、一般の地方自治体と比較してシステムの再構築・移行の難易度が高く、多くの時間や費用、人員を要する状況にある。

よって、自治体システムの標準化を進めるに当たっては、早期かつ十分な情報提供を行うこと等はもちろんのこと、指定都市の実情に応じた十分な財政支援を行うとともに、指定都市における標準仕様の課題が今もなお継続して検討されている現状などを踏まえ、令和7年度までとしている移行の目標時期についても柔軟な対応を行うべきである。

「ガバメントクラウド」への移行に係る財政支援

2

「ガバメントクラウド」の構築に当たっては、国の責任において確実かつ安定的に稼働し、セキュリティを十分に確保した設計を行うこと。

また、税務システムを「ガバメントクラウド」へ移行するための経費について十分な財政支援を行うことはもちろんのこと、移行後における「ガバメントクラウド」の活用が指定都市をはじめとする地方自治体のコスト削減につながるよう、必要な措置を講ずること。

指定都市をはじめとする地方自治体の税務システムは、膨大な個人情報の処理・管理を行っていることから、「ガバメントクラウド」への移行に当たっては、安定的な稼働とセキュリティの確保が大前提である。

また、「ガバメントクラウド」の目的の一つはコスト削減であるところ、指定都市規模の自治体においては移行や運用に特に多額の経費を要することから、住民がその効果を楽しむよう、国において必要な措置が講じられる必要がある。

11 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進等

地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

1 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化については、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させた上で、優先順位等をつけて計画的に取組を進めるとともに、税務システム改修の経費については十分な財政支援を行うこと。

また、DXを進める観点から、既存の複雑な手続の簡素化等についても併せて検討すること。

納税者の利便性向上や事業者及び地方自治体の事務負担軽減のため、地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を進める必要があるが、eLTAxやマイナポータルの活用に当たっては、自治体におけるシステム改修や事務負担に配慮し、税務システム標準化との二重投資を生じさせたりすることのないよう、財政措置を含め計画的に進められる必要がある。

また、DXの推進に当たり、既存の複雑な手続や紙ベースの添付資料等が妨げとなっている側面があることから、制度改正を通じてこれらの見直しを進めていく必要がある。

地方税関係通知等の電子化への対応

- 2** 納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知等を電子的に送付する仕組みの検討に当たっては、行政機関等への課税・納税データの提供を更に拡大し、通知情報の電子納付への活用や税証明書を不要とする仕組みについての検討も併せて行うこと。

指定都市をはじめとする地方自治体は、窓口での証明書発行業務や収納業務などに多くの人員や設備を投入している現状にあることから、地方税関係通知等の電子化を進めるに当たっては、行政機関相互のバックオフィス連携や、後続手続での通知情報の活用など、こうした業務の削減・効率化に資する方策についても併せて検討すべきである。

行政機関相互の情報連携の促進

- 3** eLTAXやマイナポータル、マイナンバーの利活用等を通じて、国税当局や地方団体間、他の行政機関等との情報連携を促進すること。
- また、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置対象者に関する情報を市町村間で共有する仕組みについて、標準化後の税務システムとの連携のあり方等も含め検討すること。

マイナポータルやマイナンバー等の利活用による情報連携の促進は、地方税務手続の効率化やDXを推進する上で重要である。とりわけ、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置対象者に関する情報については、税証明書の交付や税務関係通知の送達により、住所が漏洩するリスクがあることから、十分な情報漏洩防止措置を講じつつ、市町村間で情報を即時に連携する仕組みを構築すること等により、リスクの低減に取り組む必要がある。

12 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の適正化

特別徴収の対象とならない年金受給者の給与からの特別徴収の実施

1

公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者である者については、公的年金等の所得に係る税額についても給与から特別徴収できるようにすること。

65歳未満の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者である者は、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができる。

しかしながら、介護保険料が公的年金からの特別徴収の対象とならない等の理由によって公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者である者については、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができず、普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下している。

したがって、65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収の対象者についても、納税の利便性を確保するため、公的年金からの特別徴収の対象とならない場合には、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収できるようにすべきである。

公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者で、給与からの特別徴収対象者である者については、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収することができない。



公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者については、普通徴収で納税することになり、納税の利便性が低下している。



納税の利便性を確保するため

公的年金からの特別徴収の対象とならない65歳以上の年金受給者について、公的年金等の所得に係る税額を給与から特別徴収できるようにすること。

年金保険者による市町村に対する通知の早期化

2

年金保険者は年金受給者に関する情報を遅くとも5月10日までに市町村へ通知すること

年金保険者は、年金受給者に関する情報を、5月25日までに市町村に通知しなければならないと地方税法で規定されているが、市町村は、納税通知書（兼税額決定通知書）を、6月中旬（納期限の10日前）までに納税義務者に交付しなければならないため、電算処理・発送準備等の日程が極めて厳しい状況にある。

したがって、年金保険者は、年金受給者に関する情報を遅くとも5月10日までに市町村へ通知する必要がある。

年金保険者による早期の特別徴収の停止

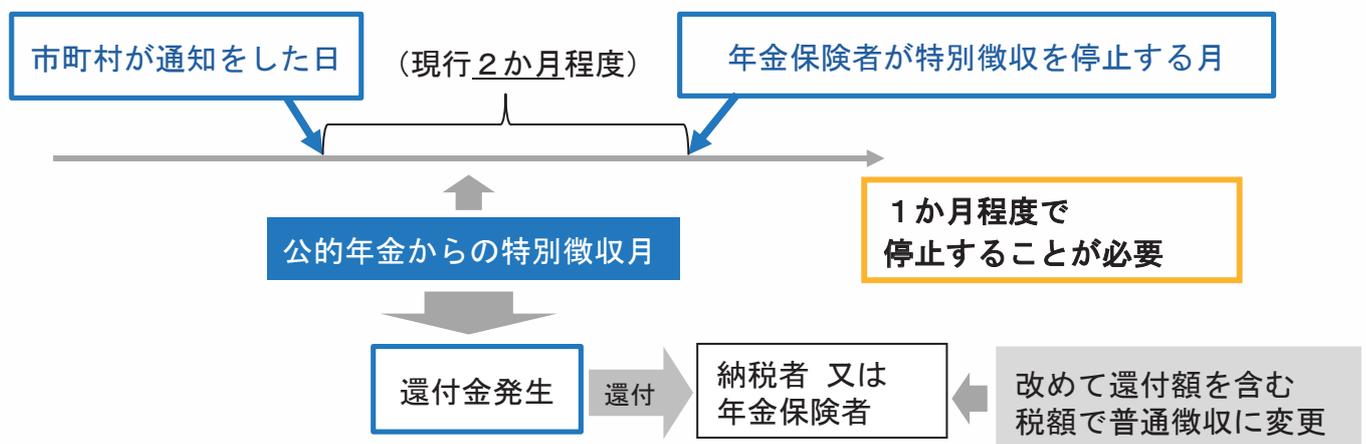
3

年度途中において公的年金からの特別徴収の対象でなくなった者について、年金保険者は市町村が通知をしてから1か月程度で特別徴収を停止すること。

年度途中において公的年金からの特別徴収の対象でなくなった者については、市町村が年金保険者にその旨を通知してから、年金保険者が特別徴収を停止するまで2か月程度を要している。

そのため、停止までの期間に公的年金の支払月が到来し、本来徴収すべきでない税額が特別徴収される。これにより、納税者又は年金保険者に対して多くの還付が生じ、改めて還付額を含む税額を納税者から普通徴収により徴収することになるため、納税の利便性が損なわれ、納税者の理解を得られにくい状況が生じている。

したがって、年金保険者は、市町村が通知をしてから1か月程度で特別徴収を停止する必要がある。



納税者の死亡によって生ずる過誤納金に係る市町村宛て情報提供の拡充

4

納税者の死亡によって生ずる過誤納金（返納不要）については、「個人住民税額返納金内訳書」等に未支給年金請求者に係る情報を付して市町村へ提供すること。

納税者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、特別徴収の対象となった公的年金が過払年金か未支給年金かによって年金保険者への還付の要否が決まるが、返納不要の返納情報（日本年金機構の場合は、「個人住民税額返納金内訳書（個人別一覧表）（返納不要者分）」による。）に還付先となる遺族（未支給年金請求者）に関する情報が含まれていないため、市町村が独自に遺族の調査を行わざるを得ず、還付手続が迅速に行えない。

全ての年金保険者は、納税者の死亡によって生ずる過誤納金（返納不要）の情報を市町村へ提供する場合には、未支給年金請求者に関する情報を付して提供すべきである。

1年以上経過した過誤納金に係る年金保険者への還付

5

1年以上経過してもなお返納情報の提供がなく、年金保険者又は遺族への還付が確定しない過誤納金について、市町村は、いったん全て年金保険者へ還付する取扱いとすること。

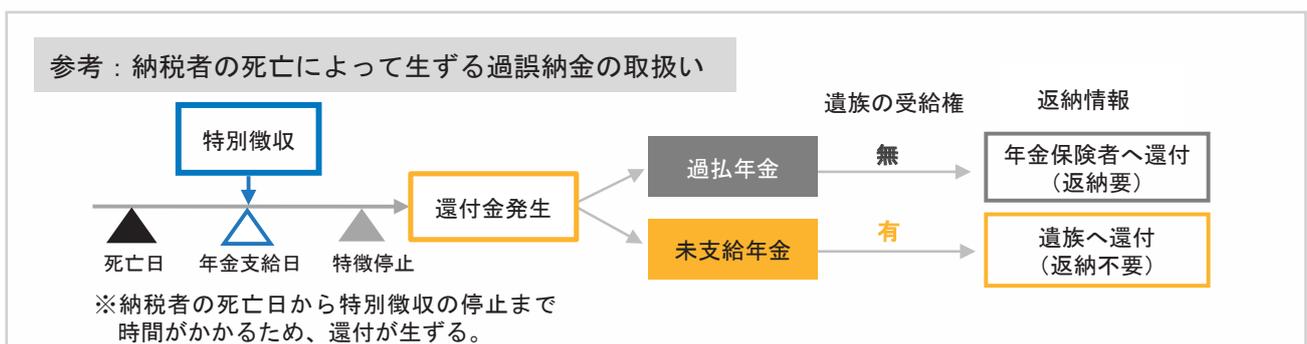
納税者の死亡後に特別徴収されたことによって生じた過誤納金については、年金保険者からの返納情報（返納不要の情報を含む。以下同じ。）の提供を待って年金保険者又は納税者の遺族への還付手続を行っているが、返納情報の提供がなされず、長期間還付が保留となっているものが存在している。

市町村において、これらの過誤納金を管理することは次の点で妥当性を欠いている。

ア 還付未済としてこれらの過誤納金を管理しなければならず、還付事務に支障が生じている。

イ 還付通知ができず、還付未済のまま時効を迎えるものが発生する恐れがあり、歳入管理上適正ではない。

そのため、特別徴収後1年以上経過してもなお、返納情報の提供がない場合、当該過誤納金について、市町村は一律、年金保険者へ還付することとし、その後の手続は年金保険者と遺族で行うべきである。



13 土地の負担調整措置における据置特例の廃止

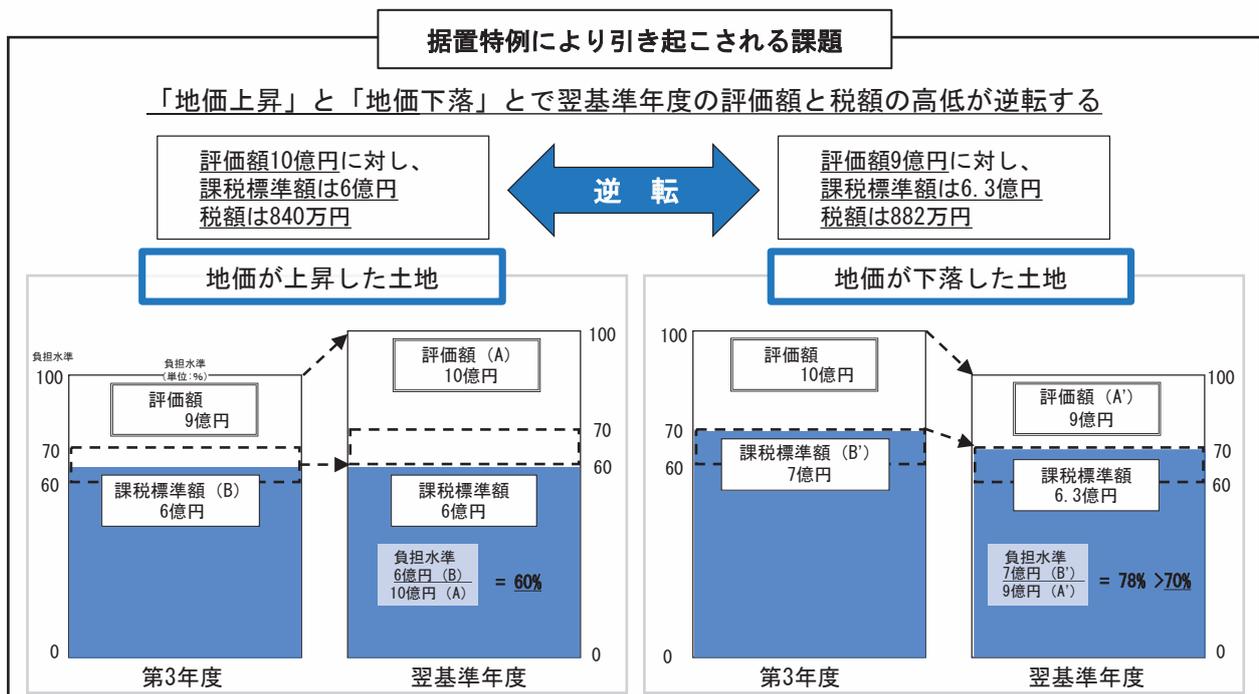
基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目である固定資産税については、公平で、かつ簡素な制度であることが求められることから、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るために、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止して、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

平成24年度税制改正において、住宅用地の据置特例は経過措置を経て平成26年度に廃止とされた。

一方、商業地等については、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を60%から70%の据置ゾーンに収斂させることを重視した据置特例が引き続き講じられている。

その結果、据置特例が存在することで、地価が上昇している場合には負担水準60%に、地価が下落している場合には負担水準70%に収斂され、評価額と税額の高低が逆転する現象が生ずるなど、据置ゾーン内において税負担の不公平な状態を固定化しているとともに納税者にとって分かりにくい制度となっている。

したがって、このような課題を解消し、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる必要がある。



14 地方税制に関する指定都市の意見の反映等

地方税制に関する指定都市の意見の反映

- 1** 「国と地方の協議の場」にて、指定都市から地方税制に関して直接意見を聴取する場を設け、その意見を十分に反映させること。

国と地方の協議の場が法制化され、関係大臣と地方六団体の代表者による協議が行われているが、指定都市の代表者は、国と地方の協議の場に参加を認められていない。

しかし、社会経済の変化に対応し、地方の実態に即した地方税制を確立するためには、最も自立した基礎自治体であり、また、大都市特有の役割と財政需要をもつ指定都市から地方税制に関して直接意見を聴取する場を設け、その意見を十分に反映させるべきである。

税制改正に伴う地方税法の改正時期

- 2** 税条例の改正に係る地方議会での審議時間及び住民への周知期間が十分に確保されるよう、地方税法の改正時期について配慮すること。

地方税法の改正に伴う税条例の改正は、住民の生活に多大な影響を与えるものであるが、改正地方税法の可決日から施行日までの期間が短い状態が続いている。

このことから、住民の意思を代表する地方議会での審議時間及び住民への周知期間が十分に確保されるよう、地方税法の改正時期について配慮する必要がある。

地方税法の改正時期等

	平成29年度 (法律第2号)	平成30年度 (法律第3号)	平成31年度 (法律第2号)	令和2年度 (法律第5号)	令和3年度 (法律第7号)	令和4年度 (法律第1号)	令和5年度 (法律第1号)
可決日	3月27日	3月28日	3月27日	3月27日	3月26日	3月22日	3月28日
公布日	3月31日	3月31日	3月29日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
施行日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日

注 施行日については、改正条項のうち施行が最も早いものに係る日を掲載

可決日から施行日までの期間が短すぎるので、地方議会での審議時間と住民への周知期間が十分確保できない！

15 地域決定型地方税制特例措置の整理合理化等

わがまち特例の整理合理化

1

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）については、その政策効果や、税負担軽減措置等自体の必要性を十分に検証した上で、特に必要とされる場合にのみ導入を図るとともに、必要性や効果が乏しい既存の特例措置については、廃止等の検討を行うこと。

わがまち特例は、地方自治体の裁量が広がるものであるが、分権型社会の推進の観点からは、国が地方の税収を一方向的に減収させる税負担軽減措置等の廃止を行うことが原則である。

また、わがまち特例とする必要性が明らかでない税負担軽減措置等については、地方自治体が必要と認める場合にのみ条例制定を可能とするなど、地方の実情に応じた制度のあり方を検討すべきである。

わがまち特例の導入等に関する意見聴取及び情報提供

2

わがまち特例の導入や見直しを行う場合には、事前に地方自治体に内容を示し、その意見を聴取した上で導入等を決定すること。

また、地方自治体が条例改正に当たって適切に検討や説明を行うことができるよう、わがまち特例の対象や特例割合等の選定理由について十分な情報提供を行うこと。

わがまち特例は地方自治体の自主性・自立性を高めることを主眼としているにもかかわらず、これまでにわがまち特例の対象とされた項目については、地方自治体への事前の意見聴取が十分に行われておらず、対象や特例割合等の選定理由が不明確であったことから、運用の改善が図られる必要がある。

16 評価基準改正告示時期の早期化

再建築費評点基準表については、新增築家屋に係る調査事務・評価事務に要する時間を確保するため、遅くとも、これらの事務が本格化する評価替え前年度の4月には改正の告示をすること。

また、再建築費評点補正率及び経年減点補正率基準表についても、主に既存家屋に係る評価替え事務において使用するほか、翌年度の税込見込みの算定事務に重要なものであることから、これらの事務が本格化する評価替え前年度の9月には改正の告示をすること。

さらに、評価基準の改正に先立って、できるだけ早く改正案を市町村に提示すること。

令和3基準年度の改正においては、再建築費評点基準表の改正の告示が6月になされたが、調査事務及び評価事務を行うのに十分な時間を確保するため、評価替え前年度の4月には改正の告示をするとともに、具体的な運用指針についても同時期に示す必要がある。

また、再建築費評点補正率及び経年減点補正率については、既存家屋に係る評価替え事務において使用するほか、翌年度の税込見込みの算定事務に重要なものである。

令和3基準年度においては11月に改正の告示がなされたことから、それまでの間は案として提示された状態で見込額を計算せざるを得なかったところである。結果として、示された補正率に変更がなかったものの、仮に変更があった場合は各都市の財政運営にも大きな影響が生ずるおそれがあるため、これらの事務が本格化する評価替え前年度の9月には改正の告示をする必要がある。

17 家屋の評価方法の簡素化

納税者の理解しやすさや評価事務の効率化を図る観点から、家屋の評価方法については確実に簡素化を図ること。また、簡素化に当たっては指定都市を含めた地方自治体の意見を取り入れること。

現行の再建築価格方式による評価方法は、「適正な時価」を求める上では優れているものの、その複雑さから納税者の理解を得にくく、また、地方自治体にとっても再建築費評点数を求める過程が非常に煩雑であるため評価事務に多くの時間やコストを要している。

令和3基準年度において、一定の簡素化が図られたものの、地方自治体は納税者への説明責任を果たすことが求められ、また、事務の効率化は、地方自治体が行政改革の一環として重点的に取り組んでいくべき課題であることから、引き続き、家屋の評価方法を抜本的に見直し、一層の簡素化を図る必要がある。

また、簡素化に当たっては、検討の段階から指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させることで、現実的で実効性のある簡素化に努めるべきである。

18 損耗の状況による減点補正率の適用方法の具体化

経年減点補正率及び損耗減点補正率において、近年特に疑義が生じていることから、その具体的な適用方法について早急に整理し、その考え方も含め提示すること。

さらに、用途及び構造に着目した現行の適用区分を、建築技術の進歩等を踏まえた科学的・合理的根拠に基づく適用区分に改めることも検討すること。

固定資産評価基準における経年減点補正率基準表においては、木造9種類・非木造10種類の中で、全ての用途及び構造に適合する経年減点補正率を決定しなければならないため、従来からその適用に当たって困難な部分も存在していたところであるが、近年、特に百貨店と店舗などに、いずれの用途・構造の補正率を適用すべきかについて納税者から詳細な説明を求められる事案が増加している。そのため、具体的な適用方法を早急に整理し、その考え方も含め提示する必要がある。これにより、地方自治体間での取扱いの均一化に繋がり、複数の地方自治体にまたがって固定資産を所有する納税者の理解が得られやすいものとなる。

また、固定資産評価基準における部分別損耗減点補正率基準表においても、部分別の損傷（腐朽）により減じた価額の割合に応じて、損耗残価率を適用することとされているが、減じた価額の割合は認定が困難であることから、現行別表第10が科学的・合理的な根拠に基づく適正なものとなっているか検証するとともに、具体的な適用方法についても整理して提示する必要がある。

さらに、現行の経年減点補正率と減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令との関係や総務省において行われている家屋の現存棟数及び除却棟数に係る調査等の結果も踏まえて、用途及び構造に着目した現行の適用区分を、建築技術の進歩等を踏まえた科学的・合理的根拠に基づく適用区分に改めることも検討する必要がある。

○経年減点補正率及び損耗減点補正率適用上の問題点

1. 経年減点補正率適用上の問題点

(1) 用途による判定の困難性

	一般的名称	想定される評価基準上の用途（注）	問題点等
①	百貨店、大規模店舗	(3) 店舗 (4) 百貨店	・百貨店と店舗を分ける明確な基準がない ・登記錯誤として建築当初からの用途変更への対応
②	映画館、博物館等	(3) 店舗 (4) 劇場	・複合ビルのシネコンなど、従来に比較して規模が小さく天井高の低いものも劇場として適用できるか
③	学習塾	(1) 事務所 (3) 店舗	・店舗の転居により内装を変更せずに学習塾とした場合など、建物に変動がなく、用途のみ変わった場合の対応
④	パチンコ店、ボウリング場、ゴルフ練習場、ゲームセンター、場外馬券売場、卓球場、競馬場、野球場、体育館、ビリヤード場、弓道場等	(3) 店舗 (4) 娯楽場 (8) 倉庫	・特殊な用途の場合の判定が困難
⑤	ゴルフ場のレストハウス、クラブハウス	(1) 事務所 (3) 店舗 (5) ホテル	・ホテルのラウンジに類似するが、規模が小さいなど通常の店舗等と異なり、不特定多数の利用者を対象としていない上、レストハウス、クラブハウス単独で用途性を満たしているわけではないため、判定が困難
⑥	複合ビル	(1) 事務所 (2) 住宅 (3) 店舗 (4) 百貨店、劇場 (8) 車庫	・各種の用途が混在する大規模な再開発ビルの判定 ・冷凍（冷蔵）倉庫と一般倉庫、事務所などが混在する場合の判定
⑦	大規模な駐車場が併設された施設	(8) 車庫 (施設の目的とされる用途)	・パチンコ店に併設する駐車場の方が、床面積が大きい場合などの判定
⑧	用途変更に伴う判定	(全般)	・当初から現在に至る変更内容をいかに反映させられるか ・用途変更の場合の事務取扱について提示が必要
⑨	公衆浴場	(3) 店舗 (4) 娯楽場 (7) 公衆浴場	・健康ランドやスーパー銭湯のようなものの多くは店舗（食堂等）と併設され判定が困難

注 「想定される評価基準上の用途」の欄における各用途に付された数字は、固定資産評価基準の「別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表」の各用途の番号を表す。

(2) 構造による判定の困難性

	内容	判定が困難となる点	対応等
①	CFT構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の区別	国交省告示、訴訟等への配慮が必要
②	軽量鉄骨造（特にプレハブ住宅）	軸組の厚さ	現場調査や業者照会などによっても判明しないことから、登記区分に合せた区分（鉄骨と軽量鉄骨）への変更と、実際の耐用年数からみた場合に極端に短い耐用年数の見直しが必要
③	階層や棟に複数の構造を有するもの	主たる構造	建物図面があっても、面積のみによる判定は難しく、登記簿の表示内容のみにとられない、分かり易い判定方法が必要

(3) その他

- ① 現実の耐用年数を調査（「家屋年齢」「除却まで期間」など）するなどの方法による、現行の経年減点補正率基準表と現実との乖離の有無の調査研究要望
- ② 改築・増築時における経年減点補正率基準表の具体的な適用方法の提示要望
- ③ 階層数や床面積の大幅な差異からくる経年減点補正率基準表の適用に対する研究要望

2. 損耗減点補正率適用上の問題点

	内容	問題点	対応等
①	固定資産評価基準別表第10の検証	適用方法や判定方法が不明瞭であり、簡易すぎる	現状の使用実態の調査が必要
②	固定資産評価基準別表第10を適用できる場合の適用方法	損耗表を適用するケースをあらかじめ定めているか否かが不明確	画一的な調査基準が必要
③	年1回の再調査	毎年、損耗内容の確認を行うことは必要か否かが不明確	他の家屋と同様に異動を察知しない限りは、外観判定を原則とすることが必要